

保護者の皆様へ

稲沢市子ども健康部保育課

幼児教育無償化制度のご案内

令和元年10月から、全国一斉に幼児教育無償化が始まりました。ただし、給食費、バス代、行事費は無償化の対象外のため、これまでどおり保護者の負担になります。

稲沢市では、給食費について独自に補助対象を拡大して子育て世帯を支援します。

無償化には、施設等利用給付認定申請書の提出が必要です。(※申請内容により添付書類も必要です。)

1 授業料・入園料について

- ・ 月額 25,700 円 を上限に無償化されます。(所得制限なし)

授業料(入園料含む)は上限金額を超えない場合、保護者負担はありません。

上記金額は授業料・入園料の合計になり、月あたりの上限額となります。

- ・ 入園料は在籍月数で除した金額(1円未満切り捨て)を月額授業料に加算して計算をします。

※ 入園料は一度幼稚園に納めていただき、年度末に幼稚園から還付する予定です。ただし、在籍月数や授業料の金額により全額の還付でない場合がありますのでご了承ください。

2 預かり保育について

給付の対象となるためには市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。(詳細は裏面)

- ・ 日額利用単価上限 450 円×利用日数(月額上限 11,300 円)

※ 新3号認定(裏面参照)の子どもは月額上限 16,300 円

- ・ 幼稚園において預かり保育を実施していない場合や預かり保育が十分な水準でない場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または開所日数 200 日未満)に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象になります。
- ・ 3か月ごとに利用施設の領収書と提供証明書を取りまとめいただき、園を通して市へ還付の請求書を提出いただきます。

申請書類等は別途ご案内させていただきます。

3 給食費(主食代・副食代)について

稲沢市に住民登録がある方に対して補助があります。

- ・ 主食代(ご飯・麺・パン)

《国基準》補助なし

《稲沢市》月額 900 円上限(全園児対象)

- ・ 副食代(ご飯・麺・パン以外) 国又は稲沢市の基準を満たす場合、月額 4,800 円上限の補助があります。

《国基準》年収 360 万円未満相当(所得割 77,101 円未満)の世帯の子ども

小学3年生から数えて第3子以降の子ども(所得制限なし)

《稲沢市》上記の国基準に加え、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる者から数えて第3子以降の子ども(所得制限なし)

《裏面には申請書における認定区分別の詳細がありますので必ずご覧下さい。》

子どものための施設等利用給付認定の区分について

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	預かり保育への給付
満3歳～5歳 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定・新3号認定子ども以外の子ども	必要性なし	新1号認定	給付なし
満3歳～5歳 <u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども</u>	必要性あり	新2号認定	給付あり 月額上限11,300円 (預かり保育の日額上限450円)
満3歳 <u>市町村民税非課税世帯であり、満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども</u>	必要性あり	新3号認定	給付あり 月額上限16,300円 (預かり保育の日額上限450円)

保育の必要性について

新2号または新3号認定を受けるためには、父母ともに次の「保育を必要とする理由」のいずれかに該当している必要があります。

保育を必要とする理由	内容
(ア) 就労	月に実働60時間以上の就労をしている場合 農業は、実績を確認するため出荷伝票等の添付が必要です。
(イ) 妊娠・出産、疾病等	出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがある場合(注)
(ウ) 介護	子どもと同居・別居もしくは長期間入院中の親族の介護や看護にあたっている場合
(エ) 災害復旧	震災、火災その他これらに類する災害により、当該世帯の居住の用に供する住宅が損壊又は損失し、その復旧に当たっている場合
(オ) 求職活動	求職活動もしくは起業の準備を <u>継続的</u> に行っている場合 (ただし、 <u>求職開始日から90日目の属する月末までの認定</u> となります。)
(カ) 就学	月に60時間以上、学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合(通信教育については、受講状況により保育の必要性、保育必要量を判断しますので御相談ください。) ※ <u>趣味の講座やカルチャースクール等は対象外</u>
(キ) その他	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる場合

注 妊娠・出産の場合は、原則として産前産後8週間ずつ(多胎妊娠の産前期間にあっては14週間)をいい、認定の期間は、最長で産前8週間の始まる日から産後8週間の属する月末までとします。

問合せ先 稲沢市役所 保育課
TEL 0587-32-1510